

令和3年度第3回函館市男女共同参画審議会会議録	
開催日時	令和3年12月22日 水曜日 18時00分から
開催場所	函館市役所 8階第1会議室
議 題	<p>議事</p> <p>(1) 前回発言要旨と後日提出意見について</p> <p>(2) 函館市パートナーシップ制度について</p> <p>報告</p> <p>(1) 男女共同参画に関する市民・事業者意識調査中間報告</p> <p>その他</p>
出席委員	<p>荒木会長，松本副会長，長浦委員，塗委員，木村委員，池田委員            埜澤委員，佐々木委員，成田委員，竹原委員，京野委員</p> <p style="text-align: right;">(計11名)</p>
欠席委員	富田委員
傍聴者	1名 (報道機関1社)
事務局	<p>市民部長 佐藤 聖智子 市民部次長 鹿磯 洋子            市民・男女共同参画課長 兵吾 晋輔 主 査 山田 清香            主 事 簾内 光</p>
事務局	<p>令和3年度第2回函館市男女共同参画審議会を開催する。本会議は、原則公開で行う。本日の会議出席予定委員のうち、3名の到着が遅れているが、現時点での出席数は、委員12名中9名で、本会議が成立していることを報告する。</p>
荒木会長	<p>会場に到着していない委員がいるため、進行の順番を変更して進めることとする。</p> <p>まずはじめに、次第の3 報告(1)男女共同参画に関する市民・事業者意識調査中間報告について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	《資料3・4に基づき説明》
荒木会長	<p>審議の開始にあたり、成田委員と京野委員が到着し、埜澤委員がまだ到着していないことを報告する。事務局説明の内容について、委員から何か質問はあるか。京野委員。</p>
京野委員	<p>資料では、前回調査結果との比較をしたものと、していないものがあるが、何か違いがあるのか。</p>
事務局	<p>現在、意識調査の集計分析作業中で、今回は、まず全体の項目の結果を提示することを優先させていただいた。前回との比較項目は、前回調査から大きく動いた部分や例年意見が多い調査結果について掲載させていただいたところである。</p>

京野委員	市民意識調査の「社会全体における男女の地位の平等感」について、結果はほぼ変化がなかったとの説明であったが、わずかでも減少していることに驚きを覚えた。「平等になっている」という回答が増加することが目指すべき姿であると考えているので、後退してしまったことは残念である。函館市はパートナーシップ制度の導入に向けた動きがある等、男女共同参画については先進的な市であると考えていたため、中間報告の内容を見て、そのような感想を抱いた。
荒木会長	事務局から前回調査内容との比較について言及があったが、最終報告の際は比較する表が追加される等内容が変わるのか、それとも現状のままなのか。
事務局	最終的な報告は、分析結果の文章や説明がそれぞれの項目に入るため、内容が大きく変わる。今回は中間報告として、結果のみを掲載させていただいた。
荒木会長	最終報告の際はすべての項目で前回の調査との比較がされるのか。
事務局	前回の調査結果報告書では、前回調査との比較をしているものと、していないものがある。調査項目が変化してきているため、新規項目については結果の比較はできない。国も同様の調査を行っているため、国の調査とも比較するような内容となっている。
荒木会長	事務局の説明について、委員から何か意見はあるか。 それでは続いて、次第の4その他について、事務局からお願いします。
事務局	事務局から2点ほど報告させていただく。まずは、函館市女性センターの指定管理者について、先日の市議会で議決があり、令和4年4月からの5年間の指定管理者として、現在の指定管理者である「にっぽん生活文化楽会」が指定されたことを報告する。 次に、「函館駅前東地区市街地再開発事業における公共施設整備に関する今後の進め方について」、10月末の第1回の審議会で報告させていたものからスケジュールの見直しがあり、12月7日に経済部から示された。変わった点は、当初12月に公表することとされていた「公共施設整備の方向性」について、来年3月に「公共施設性の基本的な考え方」の原案として示し、その後、有識者や関係団体からの意見聴取を行い、6月に成案化される予定である。審議会の皆様には考え方が公表された際にご意見等いただきたいと考えている。
荒木会長	事務局からの説明について、委員から何か意見はあるか。 今後のスケジュールとして、6月に「考え方」が成案化された後に審議会にお諮りいただけるということによろしいか。
事務局	成案化がなされる前に原案ができるため、原案を審議会に諮りたいと考えている。
荒木会長	原案を審議会にお諮りいただき、6月に成案化されるとのことである。

	<p>では、議事に進ませていただく。議事(1)前回発言要旨と後日提出意見について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《資料1に基づき説明》</p>
荒木会長	<p>後日提出意見として3名の委員から意見をいただいているが、補足説明があればお願いしたい。松本副会長からいかがか。</p>
松本副会長	<p>事務局案に対し、前回審議会の中では、先駆的事業であるため、ぜひ進めていただきたいと述べたところである。しかし、先駆的であるがゆえに、十分に理解を進めてから近隣に広めた方が良いのではないかと考え、後日意見を提出させていただいた。</p> <p>まずは函館市で制度しっかりと運用する中で、近隣市町へ波及的に広め、他の市町でも制度を導入する機運を醸成する方が、さらに理解が広まるのではないかと考える。</p>
荒木会長	<p>塗委員はいかがか。</p>
塗委員	<p>事実婚について意見を提出させていただいた。事実婚を選択する理由の中には、経済的理由と財産的理由があると前回の審議会でお聞きした。身近で、実際にあつた例で、夫が公務員だった妻が、夫を亡くし遺族年金を受給していたが、結婚することで年金受給額が減ってしまうため、事実婚を選んでいた。</p> <p>このような事例を考慮すると、事実婚のカップルが生活をする上で不利益を被るのは、病院の面会の際ぐらいではないかと考えた。そのため、事実婚では生活上の不利益は同性カップルに比べると限定的であり、今回の制度導入にあたっての対象者とする必要はないのではないかと考え、意見を出させていただいた。</p>
荒木会長	<p>確認であるが、今回の制度の対象者に含めるとしたら、事実婚関係で病院の医療同意を得られない等の不利益を被っている人に限定すべきということか。</p>
塗委員	<p>実際に、医療同意が得られない等の事象が生じた時に制度を利用できるようにした方が良いのではないかと考えた。</p>
荒木会長	<p>京野委員からは補足説明はあるか。</p>
京野委員	<p>職員一人ひとりに自分事として考えることをお願いしたいと意見を出させていただいた。実際に、当事者の方が勇気を出して制度を利用することになった時に、対応する職員の無理解により当事者を傷つけることがあってはならない。この場にいる職員は、この課題へ真摯に取り組んでいることは承知しているが、市役所は人事異動があり、どのような職員が担当することになるのかわからない。座学で知識だけを得ると、杓子定規で誤った対応をしてしまう恐れがある。制度導入するにあたっては、職員が自分事として考えられるような研修を実施していただきたい。</p>

荒木会長	<p>ただいま、埜澤委員も出席され、参加予定であった11名全員の出席となった。補足説明をいただいたが、前回の発言要旨について、何か意見等はあるか。</p> <p>前回、出席委員全員からパートナーシップ制度の素案について意見をいただいていたところであるが、成田委員は前回欠席されていたので、素案について意見があればいただきたい。</p>
成田委員	<p>率直な意見として、十分な準備期間があるのかという疑問がある。令和4年4月の制度導入を目指しているが、制度の対象者の議論でもあるように、他の市町との綿密な協議も必要になるものと考えている。それを考慮すると、拙速に制度を導入することには懸念がある。</p>
荒木会長	<p>令和4年4月からの制度の導入自体に異議があるということか。</p>
成田委員	<p>4月に導入する必要性はあるが、今から協議がどれだけ進むのか、懸念があるということである。</p>
荒木会長	<p>4月の導入が難しいのではないかと意見だが、この点について、事務局いかがか。</p>
事務局	<p>制度導入については、令和4年4月からの導入を目指しているところであるが、成田委員の意見は、市民への周知が必要だという意見と捉えている。審議会でも審議をしていただき、ある程度方向性が固まった時点で、約1か月の期間を設けパブリックコメントを実施する予定である。それらを通じて、制度の周知を進めていくことができるものと考えている。</p>
成田委員	<p>そのような認識であれば良いと考える。制度導入まで残り4か月という時間的制約を踏まえ、意見を述べさせていただいた。</p>
荒木会長	<p>では、次に進めさせていただく。議事(2)(仮称)函館市パートナーシップ制度について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《資料2に基づき説明》</p>
荒木会長	<p>ただいま事務局から説明のあった資料については、当審議会の答申の原案になるものである。これについて、当審議会の案が反映されているか、また他に意見がある場合はその意見について審議していきたい。委員から何か意見や質問はあるか。木村委員。</p>
木村委員	<p>制度の対象者について、さまざまな事情を考慮して議論された結果、在勤・在学を対象にすることについては様子を見ようということになったのだと捉えている。</p> <p>一点、「十分な準備期間を設けるべき」という表現で良いのか疑問を持っている</p>

る。国際的には十分な準備期間どころか、もっと先に進んでいる。その中、機は熟していないとしているのは主要国でも日本ぐらいであると思われる。準備期間はあるが、議論をしていないのが現実であるとする。そのため、準備期間ではなく別な表現をした方がよいのではないかと考える。このままでは、準備はしているべきなのであるという反論があることが予想される。

次に、在勤・在学を対象者に含めることの理念としては素晴らしいと考える。ただ、他の委員が言うように懸念があることは理解できるし、市町や都道府県などで実際に制度を運用するときに難しいということはよくわかる。それでも、素案が変わるかどうかわからないが、在勤は含まれなくとも、せめて在学は対象にさせていただきたいのが正直な希望である。普段関わる大学の学生が、住民票を移していなくても、在学中に今の主な居住地である函館で制度を利用できることがわかったり、当事者として制度を使おうとして情報にアクセスしたりする学生がいると思う。そうした学生が、今後卒業し、働く場所でこのような取組みを広める可能性がある。これは、各市町や都道府県で、同様な制度を推進する予備軍となる可能性があるということである。在学は簡単に証明できる。在住と同じよう在学を含めることで、長い目で見た時に波及効果があると考えている。

荒木会長

先ほど、「十分な準備期間を設けるべき」という文言についての指摘であったが、現時点で何か案はあるか。

木村委員

「十分な準備期間を設けるべき」という文言には、既に動いているべきであるという反論が予想される。本来であれば国が動くべきものであるが、国が動かないため、都道府県や各市町が動いているというのが全国的な動きである。ただ、時期尚早であるという表現は適切ではないと考える。その上で、例えば、在勤・在学の方を含めることについては、「さらに検討を深めていきたい」というような表現ではいかがか。

松本副会長

「十分な準備期間」という文言は、後日提出意見で述べさせていただいた。制度を導入することについては先進的なことで、周囲にも良い影響を与えるものであるため、ぜひ進めていただきたいが、先ほど成田委員が述べられたように、時期尚早であるなど周囲が誤解してしまうことは避けるべきである。そのため少し時間を設けて、制度があることや性的少数者について市民や近隣市町の住民が理解をしていただいたほうがうまく進むのではないかと考えている。準備期間という言い方でなければ、検討する時間など言い換える形で、それほど遠くない時期に、広げていくことがわかる表現にするとよいと考える。

木村委員

副会長が仰ったとおり、推進する力を広げていくのだというメッセージが伝わるようにすると良いと考える。

長浦委員

今の流れでは、在勤・在学を入れることを検討するという段階ではなく、関係機関や他の市町との調整の問題であると思うので、「他の自治体との調整をはかる」という表現にするのはいかがか。

塗委員	前回の審議会の中で、近隣の市町の首長の理解を得られているという話であったと思うがいかがか。
事務局	他の市町では、函館市で制度を導入することの是非については意見しないという立場であった。
塗委員	もし、このまま在学の学生を函館市のパートナーシップ制度の対象とすることとした場合も、それぞれの首長に異論はないということか。
事務局	函館市の制度であるので、それぞれの自治体の首長として意見をいうものではないという意見であった。賛否について意見はないが、自治体としての取組として尊重するという意見であった。
松本副会長	長浦委員から近隣自治体との調整の話があったが、現時点で他の市町では導入の動きがないため、調整をするようなものではない。まず、函館市が導入することで、他の自治体でも理解が浸透していく時間ができ、自分の自治体でも導入しなければという機運が高まる。そういった時間を考慮して、検討や議論を進めていく方がよいという意味である。
荒木会長	他の委員はいかがか。竹原委員。
竹原委員	前回、市内の居住者に限らず在勤・在学を対象とすることは、当事者と関わるものとして、良いのではないかと発言させていただいた。一方で、他の委員の意見を聞き、理解が深まらない中、近隣の市町の居住者を含めることで、万が一、制度を利用した当事者が居住地でトラブルに遭う等の不利益を被ることがあると本末転倒であると感じた。それを踏まえ、議論を継続する必要があると考える。
京野委員	「十分な準備期間」とあるが、十分な期間とはいつまでなのか、あいまいで疑問が残る。例えば、何年を目途にといった、具体的な期間を設けることはできないのか。
荒木会長	私からも質問をさせていただく。スピード感をもって、まずは制度を導入するという中で検討されてきたのが今回の素案である。その中で、答申書（案）の制度導入にあたって留意すべきことのウでは、「社会の変化等にあわせて、適宜制度の見直しを行うこと」とされているが、こちらに3年または5年で見直しを行うという具体的な期間を入れるべきではないかと考える。事務局としてはいかがか。
事務局	様々なご意見をいただいたが、制度の対象者について、「在勤在学の方を対象に含めることについては、十分な準備期間を設けるべきである」とあるが、もう少しポジティブな内容にできると考えている。根拠規定の「将来的には条例化を検討する」と同様に、例えば「将来的には、在勤・在学の方も対象に入れていくということが望ましい」という文言にすることが考えられる。その点は、正副会

長とも協議しながら進めていくことは可能である。

また年限を記載することについては、これまで検討委員会や当事者、市民意見交換会を行い、出てきた意見を参考にしながら、審議会の皆様にお諮りしているが、理解を深める、あるいは正しい理解を広めることが、今回の制度導入の肝になるものと考えている。理解を深める、社会全体の意識を良い方向に変化させることについては、継続的に着実に取り組んでいかなければ、なかなか社会全体の意識は変わらないもので、男女共同参画についても同様である。

そのため、短期間で制度を見直すことよりも、まずは制度を導入して運用していくことで、当事者や市民の方らの意見を把握しながら、見直しの機会を一定程度のサイクルで行うことはあり得ると考えている。

荒木会長

他の委員から何かあるか。

在勤・在学に関し、現在の案では「十分な準備期間を設けるべきだ」とされているため、4月の制度導入開始については含まれない前提の答申の案となっている。これについて、反対意見として木村委員から在学について入れていただけないかという意見があった。これは、4月から対象として入れてほしいということか。

木村委員

願わくばという意見である。しかし、さまざまな事情があることは理解しているため、将来的にはいろいろな方がこの制度を使えるように、条例化することを含めて、制度を利用できる人の対象が広がるよう、前向きな検討は継続して行うという表現に変えていただければと考えている。

荒木会長

もう1点、見直しの年限を区切るべきか否かについて、何か意見はあるか。年限を区切って、確実に見直しを行うのか、それとも素案3のウのように将来的な課題として適宜見直しを行うという表現でいいのかということである。

松本副会長

適宜がいいのか、年限を区切るのかという議論であるが、例えば年限を5年で区切るとすれば、おそらく5年経つまで制度は変わらないだろうと考えられる。一方で、年限を決めることで5年後には何かしらの変更がされる可能性はある。適宜という文言を入れると、木村委員が求めるように、例えば、来年、再来年にまずは在学を対象とすることができる可能性がある。

基本的には、函館市は対象者を広げることについて前向きに検討しているため、できるものから変えていくという意味で、適宜検討するという意見で良いのではないかと考える。

荒木会長

他の委員いかがか。適宜にした場合、長期間見直しが行われないのではないかという懸念がある。年限を区切ったとしても、見直しがなければそのまま良く、逆にそれよりも先に検討をすることも可能である。期間を区切らないことで、将来的に検討することが先延ばしにされる懸念がある。それでもよろしければこのまま取りまとめをさせていただく。

意見がなければ、これまでの協議を踏まえ、答申書の案について事務局と正副会長で協議することで一任していただきたいがよろしいか。

	<p>それでは、以上で終了とし、事務局に進行をお返しする。</p>
事務局	<p>本日、中間報告させていただいた、男女共同参画に関する市民・事業者意識調査については、今年度中に報告としてとりまとめ、委員に配付する予定となっている。それでは最後に、佐藤市民部長からお礼を申し上げる。</p>
佐藤市民部長	<p>委員の皆様においては、これまで、貴重な意見を賜り、感謝を申し上げます。とりわけ、パートナーシップ制度は、昨年市長からこの制度の導入について話が出て、そこから他都市の調査をするほか、パートナーシップ制度検討委員会を立ち上げ、当事者や市民との意見交換会を行い、本審議会でも意見をいただきながら制度の検討を進めてきた。市長の思いとしては、ひとり親や高齢者をはじめとした、社会的な弱者の方が函館で幸せに暮らしてほしいということで施策を進めてきた。そうした中で、性的少数者の理解促進を進める団体とのタウンミーティングの機会があり、性的少数者の方々が様々な困難や苦悩を抱えていることを知り、そうした方がやはり、函館で幸せに暮らしてほしいと考え、制度導入を目指すこととなった。検討の中では、事実婚の議論も出たが、さまざまな事情があるものの、選択の余地がある一方、性的少数者の方については、初めから選択肢がない状況である。その意味で、準備期間が短いというご指摘もあったが、まずはこの制度がスタートすることで、性的少数者の方への社会全体の意識が変わる一つの契機になるものにとらえているので、皆さまのご意見を参考とさせていただきながら、制度の案を考えていきたい。</p> <p>審議会委員の皆様には男女共同参画の推進について尽力していただいているところであるが、性的少数者に関する理解促進の施策についても、引き続きご理解・ご協力をお願いしたい。今まで、パートナーシップ制度の検討にあたり様々な意見をいただき参考となった。改めて感謝申し上げます。</p>
事務局	<p>以上で、第3回函館市男女共同参画審議会を終了する。</p>

閉会（19：15）